

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	健康宣言事業所を募集しています!.....5
算定基礎届についてのご案内.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6
国民年金への変更手続きはお済みですか?.....3	令和4年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。.....6
会社を退職後、継続再雇用された方の手続きについて.....3	令和4年度 ~第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内~.....7
資格取得時の基礎年金番号通知書(年金手帳)について.....3	インフォメーション.....8
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....4	年金相談の日程等.....8
交通事故やケンカの治療に健康保険は使えるの?.....4	



はなしょうぶ
(阿波岐原森林公園 市民の森)

宮崎市の花「はなしょうぶ」は、日本が世界に誇る伝統的な園芸植物の一つです。梅雨空に映える風情ある立ち姿は古くから人々に愛され、品種改良が重ねられてきました。

宮崎市の阿波岐原森林公園市民の森のはなしょうぶ園には、約160種類・20万本のはなしょうぶが植えられています。毎年5月中旬～6月上旬の開花時期に合わせて「はなしょうぶまつり」が開催され、県内外から多くの人々が訪れます。



算定基礎届についてのご案内

算定基礎届とは？

毎年1回、その年の7月1日時点の全ての被保険者（6月1日以降に資格取得した方を除く）を対象として、標準報酬月額の見直しを行うために提出していただくものです。

算定基礎届は、毎月の保険料計算や、健康保険の給付・将来受け取る年金額等の計算の基礎となる大切な届出です。

正しく記載し、提出期限内に提出ください。

※4・5・6月に支払った総支給額(すべての手当を含む源泉徴収前の額)を記入してください。

算定基礎届の流れ

届出用紙が事業所に送られてきます【6月中旬頃】



提出期限【7月1日～7月10日】

提出期限内に、福岡広域事務センター宛、郵送での提出にご協力をお願いいたします。



【郵送先】

〒812-8579

福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター

決定通知書の送付

日本年金機構より送付されます。各従業員に新しい標準報酬月額を通知してください。



保険料の計算【9月分～】

新たに決定された標準報酬月額をもとに、9月分からの保険料が計算されます。

よくある質問

Q. 月額変更に該当する方で、算定基礎届を提出しましたが、月額変更届の提出も必要ですか？

A. 9月分月額変更届の提出も必要です。

7月改定、8月改定、9月改定の月額変更の場合は、月額変更が優先します。

※固定的賃金(基本給など)の変動がなく、非固定的賃金(残業手当など)の変動により標準報酬月額に2等級以上の差が生じても、月額変更

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、届書といっしょに管轄の年金事務所又は福岡広域事務センターへお返してください。

会社を退職(失業)された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか？

20歳以上、60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。

勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要になります。

お住まいの市町村の国民年金担当窓口または年金事務所でお手続きください。

国民年金保険料の免除制度があります！

退職(失業)の場合は、退職(失業)された方の前年の所得をゼロとして審査されます。

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますので、退職(失業)の場合は審査基準が緩和されることとなります。

※ 申請については、お住まいの市町村の国民年金担当窓口または年金事務所へお問い合わせください。

会社を退職後、継続再雇用された方の手続きについて

60歳以上の被保険者が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から、再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができます。

届出される際は、添付書類として、「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要となります。

「事業主の証明」には指定の書式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されているものがが必要です。

※ 詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

資格取得時の基礎年金番号通知書(年金手帳)について

資格取得の際、事業主が被保険者の個人番号を確認している場合には、事業主への基礎年金番号通知書(年金手帳)の提出は不要です。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

交通事故やケンカの治療に健康保険は使えるの？



交通事故に遭った、またはケンカした等「第三者による行為」に起因したケガ(病気)であっても、病院等で健康保険(保険証)を使用して治療することは可能です。

ただし、このような場合の医療費(窓口負担を除く)については、協会けんぽが一時的に立て替えをし、その分を後で協会けんぽが加害者に対して請求する仕組みになっています。

この請求手続きを行うにあたり、協会けんぽは事故の状況や相手方氏名・連絡先、自賠責保険などの情報を把握する必要があります。

これらをお知らせいただくための書類を、

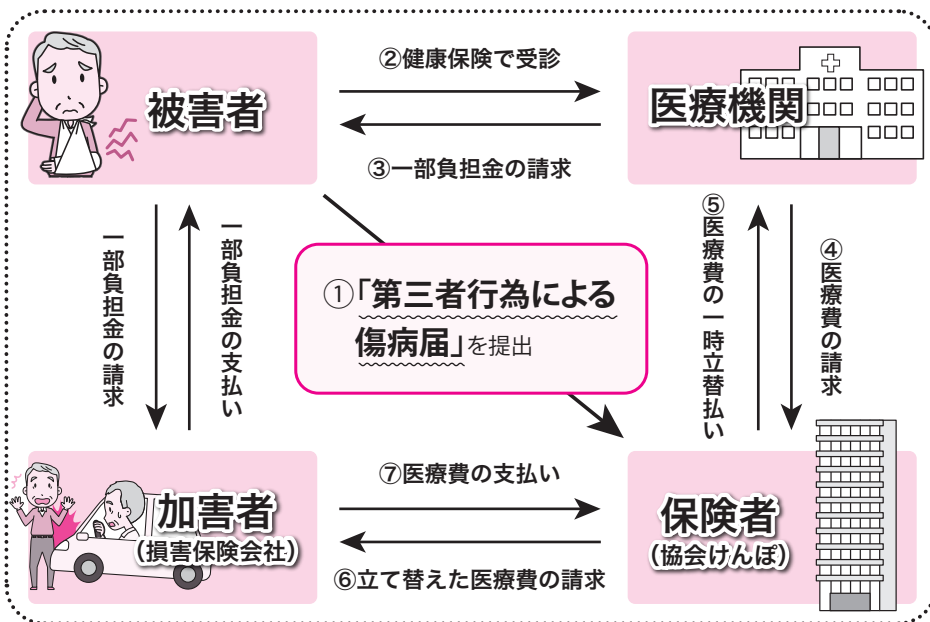
「第三者行為による傷病届」といいます。

(→正式名称は:「交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届」)

第三者行為によるケガ(病気)について健康保険(保険証)を使用して治療する場合は、協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」を速やかにご提出ください。

第三者行為とは…

- ・相手のいる交通事故
- ・ケンカした、暴力を受けた
- ・他人の飼い犬に咬まれた 等



《ご注意ください!》

「通勤途中」や「業務中」に発生した第三者行為によるケガ(病気)につきましては、原則、健康保険(保険証)を使用して治療することはできません。労働基準監督署へお問い合わせください。

※加害者になってしまうと…健康保険分を含め被害者の治療費を支払う必要があります。特に交通事故は治療費が高額になる場合がありますので任意保険に加入することをお勧めします。

～このような交通事故でも届出が必要です～

■事故車に同乗していた時

▶自損事故であっても、運転者が加害者になるため届出が必要です(運転者が家族である場合も第三者行為になります)。

■相手が不明の場合

▶相手方が不明な場合でも届出が必要です。

第三者行為によるケガ(病気)の治療に保険証をご使用の際は、お早めに協会けんぽへご連絡ください。「第三者行為による傷病届」を郵送いたします。

☎ 0985-35-5364

(音声案内「3」:レセプトグループ)
HPからダウンロードすることもできます。





各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

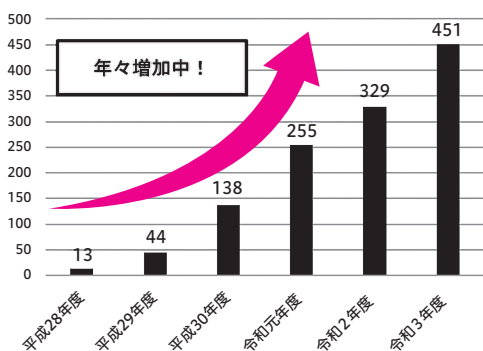
健康宣言事業所を募集しています！

協会けんぽ宮崎支部では、「健康経営®」をサポートする一環として、健康宣言事業を行っており、令和4年2月末現在451社の事業所が健康宣言されています。

健康宣言し、「健康経営®」に取り組むと、いろいろなメリットがあるのです。

この機会に健康宣言してみませんか？

協会けんぽ宮崎支部健康宣言事業所数 累計

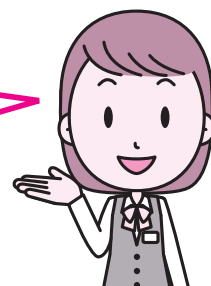


※令和4年2月末現在

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営®」という考え方は徐々に広まり、健康宣言事業所も増加しています！

※令和3年9月までの
全国の宣言事業所数 60,593社



「健康経営®」で期待できるメリット

●生産性の向上



●事業所のイメージアップ



●医療費の削減



●離職率・定着率の改善



●採用力の強化



健康宣言の申込は簡単！！

「健康宣言」取り組みの流れ

STEP 1

取り組み内容を決め、
健康宣言書を協会けんぽへFAXまたは郵送

STEP 2

協会けんぽより、
健康宣言の証を交付

STEP 3

健康宣言の証を掲示し、
取り組みスタート(6ヶ月以上)



宣言後は、目標の達成に向けた取組を行っていただき、レポートを提出。
健康に関する目標を達成した場合は、「健康宣言優良事業所認定」が行われます。
また、協会けんぽでも目標達成に向けたさまざまなサポートも行っています。
詳しくは協会けんぽ宮崎支部ホームページをご覧ください。

HPはこちら▶



一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

一般財団法人宮崎県社会保険協会は、社会保険加入事業主を会員として、社会保険の加入者とその家族をはじめ、広く県民の福祉向上に寄与するとともに、社会保険制度の円滑な運営を目的として設立しています。

事業にかかる費用は、事業主のみなさんから納めていただいた会費によってまかなわれています。本年度予算が、次のとおり決まりました。

令和4年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。

令和4年度 一般会計収入支出予算			
収入の部 (単位:千円)		支出の部 (単位:千円)	
1. 受取会費	37,966	1. 事業費	27,073
2. 受取積立金利息	4	2. 管理費	15,132
3. 積立金取崩収入	1,000	3. 予備費	24
4. 雑収益	259		
5. 前期繰越	3,000		
計	42,229	計	42,229

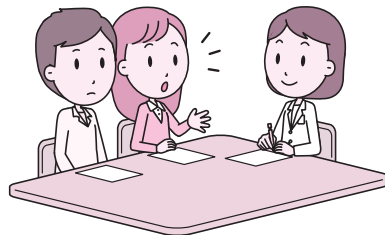
保健師による事業所巡回健康相談

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

★健康上にお悩みのある方など、お気軽にご相談ください。

- 職場で働くみなさまのご都合のよい時間で
- 健診結果表をもとにアドバイスします
- 個別に相談を実施しています
- 年齢は問いません、どなたでも
- 少人数でも大丈夫です
- 土曜日でも健康相談を実施しています



◆保健師巡回健康相談のお申込方法

1カ月前にお申し込みをお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、FAXでお申し込みください。また当協会のホームページでもお申し込みができます。

お申込・お問い合わせは

一般財団法人 **宮崎県社会保険協会**
 〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
 TEL (0985)23-0200 FAX (0985)23-9077
 ※ホームページからお申し込みができます ◇ <https://shahokyou-miyazaki.jp/>

申込用紙

保健師による事業所巡回健康相談の申込書

事業所巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1 希望日	令和	年	月	日	(曜日)
		時	～	時	頃まで	
	第2 希望日	令和	年	月	日	(曜日)
		時	～	時	頃まで	
事業所名	_____					
所在地	〒 _____					
電話番号	_____ 担当者名 _____					

令和4年度 ～第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～

採用・退職時における各種届け出等についての記載方法や、社会保険料の計算と納付方法及び健康保険の給付関係についての説明を、下記のとおり開催しますので是非ご参加下さい。

新型コロナウイルス感染防止及び参加者の安全確保の観点から、当日は受付にて非接触式電子温度計で測定し、37.5度以上の方はご入場をお断りいたしますとともに、必ずマスク着用でのご参加をお願いします。(受付に消毒液を準備します)

なお、新型コロナウイルスの感染状況により開催を中止にすることがありますので、予めご了承ください。

地区名	開催日	開催時間	会場名	定員
宮崎	令和4年 5月11日(水)	10:00	宮崎市民文化ホール(イベントホール)	80
		14:00		80
日南	令和4年 5月13日(金)	14:00	南郷ハートフルセンター 生涯学習館 (2階視聴覚室)	30
高鍋	令和4年 5月17日(火)	14:00	高鍋町中央公民館(1階作業室)	30
都城	令和4年 5月19日(木)	14:00	都城市ウエルネス交流プラザ (茶霧茶霧ギャラリー)	50
小林	令和4年 5月20日(金)	14:00	小林市文化会館(2階会議室)	30
日向	令和4年 5月24日(火)	14:00	日向ひとものづくりセンター(視聴覚室)	30
延岡	令和4年 5月25日(水)	10:00	延岡市社会教育センター(2階研修室5)	50

※午前の部…10:00～12:00(受付9:30) 午後の部…14:00～16:00(受付13:30)

募集定員

各会場とも定員になり次第締め切ります ※先着順

受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りいたします。
なお、参加証が1週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

対象者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験が2年未満の方
社会保険の基礎知識を確認されたい方

講師

日本年金機構(各年金事務所職員)・全国健康保険協会宮崎支部職員

参加費

会員事業所は**無料**

会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります。(資料代等を含む3,000円)

申込方法

下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。

【FAX番号】(0985)23-9077 【ホームページアドレス】<https://shahokyo-miyazaki.jp/>

お申込先

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL(0985)23-0200



新任社会保険事務担当者研修会 参加申込書

参加者希望地区 (ご希望会場に○をつけて下さい)	宮崎(午前) ・ 宮崎(午後)	延岡(午前) ・ 都城(午後)
	小林(午後) ・ 日南(午後)	日向(午後) ・ 高鍋(午後)
事業所名	事業所整理記号 (例 01 - イロハ)	
参加者氏名		
FAX番号 (必ずご記入ください)	() -	電話番号 () -

5・6月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
5月・6月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
5月の休日受付	14日(土)	午前9:30～午後4:00
6月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00

5・6月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	5月	6月
串間市役所 会議室	12日(木)	2日(木)
えびの市役所 会議室	12日(木)	9日(木)
西都市役所 市民課年金係	19日(木)	16日(木)
高千穂町役場 町民相談室	19日(木)	16日(木)
小林市役所 1階相談室	19日(木)	16日(木)
日南市役所 会議室	26日(木)	23日(木)
日向市中央公民館 2階研修室	26日(木)	23日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。


年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890


〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く
午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066
(お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)